

○若年運転者期間に係る運転免許の取消しに伴う事務処理要領の制定について
令和7年3月18日

道本運管第3959号（運試合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
若年運転者期間に係る運転免許（以下「免許」という。）の取消しに伴う事務については、「若年運転者期間に係る運転免許の取消しに伴う事務処理要領の制定について（令和4.5.13運試合同第600号）」に基づき運用されているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）と運転免許証（以下「免許証」という。）の一体化に関する規定が整備されたことから、別添のとおり所要の改正を行い、令和7年3月24日から運用することとしたので事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日をもって廃止する。

記

改正点

- 1 マイナ免許証を有する者に対する手続を追加
- 2 その他文言の修正

別添

若年運転者期間に係る運転免許の取消しに伴う事務処理要領

第1 事務処理体制の確立

警察本部運転免許管理課及び方面本部交通課（以下「業務主管課」という。）の長は、若年運転者期間に係る免許の取消しに該当する者（以下「若年取消該当者」という。）に係る通報及びその者に係る事務処理上必要な資料の送付等が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2 処分決定等

1 意見の聴取等

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）（以下「法」という。）第104条の2の4第1項、第2項又は第4項の規定により免許を取り消そうとする場合は、意見の聴取を行うことを要する。

当該意見の聴取は免許の取消しに係るものであることから、北海道及び方面公安委員会（以下「公安委員会」という。）がこれを行うこととなる。

- (2) 意見の聴取の通知は、別記第1号様式の意見の聴取通知書により行うこととする。

- (3) 意見の聴取通知書の「処分をしようとする理由」欄の記載については、それぞれの処分理由により次の要領によるものとする。

ア 道路交通法施行令（昭和35年制令第270号）（以下「令」という。）第37条の10（若年運転者講習の受講の基準）に該当し、若年運転者講習の通知を受けた者が、法第102条の3の規定に違反して講習を受けないと認めるときは、別表第1の区分1の記載例によるものとする。

イ 若年運転者講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関し法の規定等に違反する行為をし、当該行為が令第39条の2の2（若年運転者講習終了者に係る免許の取消しの基準）に該当したときは、別表第1の区分2の記載例によるものとする。

- (4) 法第104条の2の4第1項の規定による免許の取消しに係る意見の聴取手続の開始時期については、法第108条の3の3の規定による若年運転者講習の通知に係る通知書を直接交付した場合には、交付した日の翌日から起算して1月を経過した時点とし、同通知書を配達証明郵便により送付した場合には、「郵便物配達証明書」の配達月日の翌日から起算して1月を経過した時点とする。

2 処分決定の決裁

免許の取消処分に係る公安委員会の事務は、法第114条の2において、警察本部長及び方面本部長には委任されていないことから、公安委員会の決裁を受けて処分決定を行うこと。

3 処分決定通知

免許の取消処分の決定を行った時における若年取消該当者の住所地が、当該決定を行った公安委員会以外の公安委員会の管轄区域にある場合には、当該決定を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対し、当該決定を行ったことを別記第2号様式の処分決定通知書を送付して通知するものとする。

第3 処分の移送等

- 1 公安委員会が法第104条の2の4第3項の規定により処分移送通知書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）。以下「規則」という。別記様式第19の3の2の2）を送付するときは、原則として書留郵便により行うものとする。

- 2 法第104条の2の4第1項の規定による取消しに係る処分移送通知書には、当該処分に係る若年運転者講習の通知書（規則別記様式第22の11の2の2）の送付に係る郵便物配達証明書等その他通知した事実の証明に必要な資料を添付するものとし、同条第2項の規定による取消しに係る処分移送通知書には、当該取消しの事由に係る事実の証明に必要な書類等を添付するものとする。
- 3 若年運転者期間に係る処分移送通知書の「理由」欄の記載は別表第1の記載例によるものとし、同通知書の「備考」欄の記載は別表第2の記載例によるものとする。
- 4 令第39条の2の2の基準に該当する処分事由が発生した時における若年取消該当者の住所地が、当該処分事由の発生地以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分事由の発生地を管轄する公安委員会から若年取消該当者の住所地を管轄する公安委員会に対して、別記第3号様式の行政処分関係書類送付書により関係書類を送付するものとする。

第4 処分の執行

1 運転免許取消処分書の交付の方法等

- (1) 運転免許取消処分書（規則別記様式第19の3の4の2。以下「取消処分書」という。）の「理由」欄の記載については、別表第3の記載例によるものとする。ただし、法第104条の2の4第1項を理由とするものについては、若年運転者講習受講年月日、違反行為等の発生日、違反行為等の種別及び点数欄は削除することができるものとする。
- (2) 取消処分書を交付する際には、取消処分書の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認するものとする。
- (3) 取消処分書の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で行うものとする。この際、当該者に対して、無免許運転の防止について指導するとともに、免許証を有する者に対しては、当該処分に係る免許証を返納させ、免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）を有する者に対しては、当該処分に係るマイナ免許証を掲示させ当該マイナ免許証に係る免許情報記録を抹消すること。
- (4) 取消処分書を交付する際は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続を書面（以下「不服申立てに関する書面」という。）で教示すること。

2 併記免許保有者の取扱い

- (1) 処分執行時に免許証のみを有する者であった場合

ア 処分を受けた後に、免許証のみを有することを希望したとき

処分を受けた者（以下「当該者」という。）に対して、取消しに係る免許以外の現に取得している免許（以下「残免許」という。）の種類を記載した新たな免許証を作成し、交付すること。

残免許に係る免許証については、即日交付を原則とするが、何らかの理由により即日交付を行うことができない場合は、返納に係る免許証に穴を開けるなど、外観上明白な措置を施した上で、備考欄に

若年取消手続中		
年	月	日まで有効
年	月	日〇〇公委

と記載して押印し、当該運転免許証と引換え又は郵送により残免許の運転免許証を交付すること。

イ 処分を受けた後に、免許証及びマイナ免許証を有すること（以下「2枚持ち」という。）を希望したとき

免許証については、アの措置を講じるとともに、特定免許情報記録申請書（規則別記様式第17の2）の提出を受けて、当該者のマイナンバーカードにその者の残免許に係る特定免許情報を記録すること。

ウ 処分を受けた後に、マイナ免許証のみを有することを希望したとき

当該者から免許証を返納する旨が記載された特定免許情報記録申請書の提出及び免許証の返納を受けるとともに、当該者のマイナンバーカードにその者の残免許に係る特定免許情報を記録すること。

(2) 処分執行時に、マイナ免許証のみを有する者であった場合

ア 処分を受けた後に、免許証のみを有することを希望したとき

当該者から特定免許情報の抹消を受ける旨が記載された運転免許証交付申請書（規則別記様式第17の5）の提出を受けて、残免許に係る免許証を作成し、交付するとともに、当該者のマイナ免許証に係る免許情報記録を抹消すること。

イ 処分を受けた後に、2枚持ちを希望したとき

当該者から運転免許証交付申請書の提出を受けて、残免許に係る免許証を作成し、交付するとともに、当該者のマイナ免許証に係る免許情報記録をその者の残免許に係る免許情報記録に書き換えること。

ウ 処分を受けた後に、マイナ免許証のみを有することを希望したとき

当該者のマイナ免許証に係る免許情報記録をその者の残免許に係る免許情報記録に書き換えること。

(3) 処分執行時に、2枚持ち者であった場合

ア 処分を受けた後に、免許証のみを有することを希望したとき

免許証については、(1)アの措置を講じるとともに、当該者から免許情報記録抹消届（規則別記様式第17の4）の提出を受けて、当該者のマイナ免許証に係る免許情報記録を抹消すること。

イ 処分を受けた後に2枚持ちを希望したとき

免許証については、(1)アの措置を講じるとともに、マイナ免許証については、(2)ウの措置を講じること。

ウ 処分を受けた後に、マイナ免許証のみを有することを希望したとき

当該者から運転免許証返納届（規則別記様式第17の3）の提出及び免許証の返納を受けるとともに、マイナ免許証については、(2)ウの措置を講じること。

(4) 処分を受けた後の免許証及び免許情報記録の有効期間について

処分を受けた後の残免許に係る免許証及び免許情報記録の有効期間については、以下の場合に応じてそれぞれ以下に掲げるとおりとすること。

ア 処分執行時に免許証のみを有する者であった場合

処分執行時に有していた免許証の有効期間が満了する日

イ 処分執行時にマイナ免許証のみを有する者であった場合

処分執行時に有していたマイナ免許証に係る免許情報記録の有効期間が満了する日

ウ 処分執行時に2枚持ち者であった場合

処分執行時に有していた免許証の有効期間が満了する日又は処分執行時に有していたマイナ免許証に係る免許情報記録の有効期間が満了する日のいずれか遅い日

(5) 免許証の交付及び特定免許情報記録に係る手数料の徴収について

残免許保有者が処分を受けた後に、以下のア及びイに該当するときには、それぞれ以下に掲げる手数料を徴収しないこととされているので留意すること（以下に掲げる手数料以外の手数料は徴収すること。）。

ア 処分執行時に免許証を有する者であった場合で、処分を受けた後に残免許に係る免許証の交付を受けるとき（(1)ア及びイ並びに(3)ア及びイに該当するとき）

残免許に係る免許証の交付に伴う免許証交付手数料

イ 処分執行時にマイナ免許証を有する者であった場合で、処分を受けた後に残免許に係る免許情報記録への書き換えを受けるとき（(2)イ及びウ並びに(3)イ及びウに該当するとき）

残免許に係る特定免許情報の記録に伴う特定免許情報記録手数料

第5 処分執行の通知

- 1 処分決定通知に係る者に対して取消処分書を交付した場合は、処分決定通知を行った公安委員会から、当該者の住所地を管轄する公安委員会に対し、処分を執行したことを別記第4号様式の処分執行通知書を送付して通知するものとする。
- 2 処分決定を行った公安委員会が、後記第6の処分執行依頼をしたときは、当該処分執行依頼を受けた公安委員会から執行通知書の送付を受けた後に、当該行政処分に係る者の住所地を管轄する公安委員会に処分執行通知書を送付するものとする。

第6 処分執行依頼

処分執行依頼とは、若年取消該当者（残免許を有する者を除く。）の住所地又は居所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合に、取消処分書の交付を当該者の住所地又は居所を管轄する公安委員会に依頼して行うことをいう。

1 処分執行依頼の通知

- (1) 処分執行依頼は、別記第5号様式の処分執行依頼書に、若年取消該当者に交付する取消処分書、不服申立てに関する書面及び当該処分に係る別記第6号様式に定める若年運転者期間に係る行政処分処理票並びに「警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則の制定について」（令7. 3. 17道本運試第4240号。以下「運転者管理業務実施細則」という。）により、速やかに行うこと。
- (2) 若年取消該当者に交付する取消処分書の余白欄に当該処分執行依頼をする業務主管課において独自の取扱事項を記載している場合にあっては、当該事項を抹消すること。
- (3) 処分決定通知と共に処分執行依頼を行う場合は、別記第2号様式の表題を「処分決定通知書」から「処分決定通知・処分執行依頼書」に変更し、本文の「当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を決定したので通知する。」の後に、「また、下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する(居住している)者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。」と追加記載して行うものとし、別記第5号様式の処分執行依頼書の作成を省略するものとする。

2 処分執行依頼を受けた業務主管課の措置

- (1) 若年取消該当者に対し取消処分書を交付するときは、当該処分書の交付者に

において、当該処分書の通知（交付）年月日を記載して行うものとする。

なお、若年取消該当者が処分執行時にマイナ免許証を有する者である場合の免許情報記録の抹消は、処分執行依頼を受けた都道府県（方面）警察において行うこととする。

- (2) 処分執行依頼を受け、若年取消該当者に取消処分書を交付したときは、別記第7号様式の執行通知書に当該処分書の写しを添付して、処分執行依頼をした都道府県（方面）警察に送付するものとする。

この場合、若年取消該当者が処分執行時に免許証を有する者である場合は、執行通知書及び当該処分書の写しとともに、返納された免許証を送付するものとする。

第7 登録

若年取消該当者に取消処分書を交付したときは、運転者管理業務実施細則に定める必要な処分登録を行うものとする。

第8 行政処分処理票の作成

業務主管課は、若年運転者期間に係る行政処分処理票を作成し、その処理経過を明らかにしておくものとする。

別表第 1

意見の聴取通知書の「処分をしようとする理由」欄の記載例

区 分	記 載 例
1	道路交通法第 1 0 8 条の 3 の 3 の規定による通知を受けた後、同法第 1 0 2 条の 3 の規定に違反して同法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 4 号に掲げる若年運転者講習を受けなかったため
2	道路交通法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 4 号に掲げる若年運転者講習終了後、同法第 1 0 2 条の 3 に規定する若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関し同法の規定等に違反する行為をし、当該行為が道路交通法施行令第 3 9 条の 2 の 2 の基準に該当することとなったため
	若年運転者講習受講年月日 年 月 日
	違反行為等の発生年月日 年 月 日
	違反行為等の種別
	点数 点 点 点
	合計点数 点

別表第 2

処分移送通知書の備考欄の記載例

	○若年運転者講習通知書の交付方法 □直接交付 □郵送による ○添付資料 □ 若年運転者講習通知書 □ 郵便物配達証明書 □ 行政処分関係書類 □
--	--

別表第 3

運転免許取消処分書の「理由」欄の記載例

理 由	(処分理由) □ 若年運転者講習不受講 □ 若年運転者講習受講後基準該当		
	若年運転者講習受講年月日 年 月 日		
	違反行為等の発生年月日	違反行為等の種別	点数
	年 月 日 年 月 日 年 月 日		点 点 点 合計点数 点

別記第1号様式（第2の1の(2)の事項関係）

		第	号
		年	日
意見の聴取通知書			
住 所			
殿			
公安委員会			
道路交通法第104条の2の4第6項の規定に基づき、あなたに対する下記理由による処分に係る意見の聴取を下記により行うので出頭されるよう通知します。			
意見の聴取期日			
意見の聴取場所			
処分をしようとする理由			
備考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分をします。			
2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。			
3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。			

別記第2号様式（第2の3の事項関係）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会

処分決定通知書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を決定したので通知する。

記

住 所	
氏 名	年 月 日生
運 転 免 許 の 種 類	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
取消しに係る 免 許 の 種 類	☐ 大型 ☐ 中型 ☐ 大二 ☐ 中二 ☐ 普二 ☐ 大特二 ☐ け引二
処分の決定日	年 月 日
処 分 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第3号様式（第3の4の事項関係）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会

行政処分関係書類送付書

住所
氏名

上記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する者であるが、当公安委員会において行政処分を要すると認められる事実を発見したので、当該事実に係る関係書類を送付する。

別記第4号様式（第5の1の事項関係）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会

処分執行通知書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、
免許の取消処分を行ったので通知する。

記

住 所	
氏 名	年 月 日生
運 転 免 許 の 種 類	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
取消しに係る 免 許 の 種 類	☐ 大型 ☐ 中型 ☐ 大二 ☐ 中二 ☐ 普二 ☐ 大特二 ☐ け引二
処 分 執 行 日	年 月 日
処 分 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第5号様式（第6の1の(1)の事項関係）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会

行政処分関係書類送付書

住所（居所）

氏名

上記の者は、当公安委員会において処分決定を行った者であるが、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する（居住している）者であることが判明したので、取消処分書に係る事実に基づき行政処分の執行を依頼する。

別記第 6 号様式（甲）（第 6 の 1 の(1)の事項関係）

若年運転者期間に係る行政処分処理票（甲）																												
被 処 分 者	本	籍																										
	住	所																										
	職	業																										
	氏	名																										
	免 許 証 番 号																											
	免許情報記録番号																											
	免 許 の 種 類	一													二						仮							
		種	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け			種	大	中	普	大	け		免	大	中	準	普		
			型	型	型	通	特	二	自	二	特	付	引				型	型	通	特	引			型	型	通	普	
	取消しに係る免許	☐ 大型 ☐ 中型 ☐ 大二 ☐ 中二 ☐ 普二 ☐ 大特二 ☐ け引二																										
処 分 理 由	1	道路交通法第 1 0 8 条の 3 の 3 の規定による通知を受けた後、同法第 1 0 2 条の 3 の規定に違反して同法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 4 号に掲げる若年運転者講習を受けなかったため																										
	2	道路交通法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 4 号に掲げる若年運転者講習終了後、同法第 1 0 2 条の 3 に規定する若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関し同法の規定等に違反する行為をし、当該行為が道路交通法施行令第 3 9 条の 2 の 2 の基準に該当することとなったため																										
☐ 若年運転者講習通知 配達（交付）年月日 年 月 日																												
☐ 自府県事案 ☐ 他府県事案																												
処分移送		発	年 月 日																									
			移送先																									
		受	年 月 日																									
			移送元																									

別記第6号様式（乙）（第6の1の(1)の事項関係）

若年運転者期間に係る行政処分処理票（乙）				
意見の聴取	回数	通知年月日	通知方法	出頭の有無
	1回	年 月 日	☐ 直接 ☐ 郵送	☐ 出頭 ☐ 不出頭 ☐ 所在不明
	2回			
	3回			
処分決定	☐ 取消し ☐ その他（ ）			
処分手配 （登録）	☐ 有 （ 年 月 日 ） ☐ 無			
処分通知	発	年 月 日		
		通 知 先		
	受	年 月 日		
		通 知 先		
処分執行	出 頭 通 知 執 行	年 月 日	出頭場所 年 月 日 執行場所	
登 録 票	作 成	☐ 有 ☐ 無	登 録	☐ 済 ☐ 未済
備 考				

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 処分理由は、該当番号に○印を付する。
- 3 登録票は「警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則」の定めるところによる。

別記第7号様式（第6の2の(2)の事項関係）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会

執行通知書

住所（居所）

氏名

行政処分執行依頼書（○年○月○日付け○○発第○号）により、貴公安委員会から行政処分執行依頼を受けた上記の者に対し、行政処分を執行したので通知する。